

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長市活第66号
委 託 業 務 名 称	長浜市地域おこし協力隊活動業務
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組む。
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	2, 000, 000円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称] 中村 凜之介
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組むための活動経費として委託するものであることから、隊員本人と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長市活第67号
委 託 業 務 名 称	長浜市地域おこし協力隊活動業務
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組む。
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	2, 000, 000円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称] 辻本 果歩
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組むための活動経費として委託するものであることから、隊員本人と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長市活第29号
委 託 業 務 名 称	長浜市地域おこし協力隊活動業務
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組む。
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年2月28日 まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	1, 833, 333円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称] 堀田 雅史
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組むための活動経費として委託するものであることから、隊員本人と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>